瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程(平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1 (第13条関係)					別表第1 (第13条関係)								
1	1 <省略>					1 <省略>							
2 人事関係					2 人事関係								
	决裁区分	市長	部長	課長共通	備考		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考		
決裁	事項					決裁	事項						
	<省略>					<省略>							
任免	任用	<省略>		会計年度任	人事課長及	任免	任用	<省略>		臨時職員	水道課以外		
				用職員	び水道課長						の臨時職員		
	退職	<省略>		会計年度任	合議。ただ		退職	<省略>		臨時職員	については		
				用職員	し、水道課						、水道課長		
	異動	<省略>		会計年度任	長合議につ		異動	<省略>		臨時職員	合議		
				用職員	いては、水								
	出勤停止	<省略>		会計年度任	道課以外の		出勤停止	<省略>		臨時職員			
				用職員	会計年度任		休職・						
	休職・復		職員	会計年度任	用職員に限		復職						
	職			用職員	<u>る。</u>								
	休業の承		職員	会計年度任									
	認、延長			用職員									
	及び失効												
	<省略>						<省略>						

3 財務関係						3 財務関係						
	決裁区分	市長	部長	課長共通	備考		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	
決裁事	決裁事項					決裁事項						
支出	<省略>					支出	支出 <省略>					
負担	手当			<省略>		負担	手当			<省略>		
行為						行為	賃金			全額		
	<省略>						<省略>					
	<省略>						<省略>					
4	4 <省略>						4 <省略>					

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。